

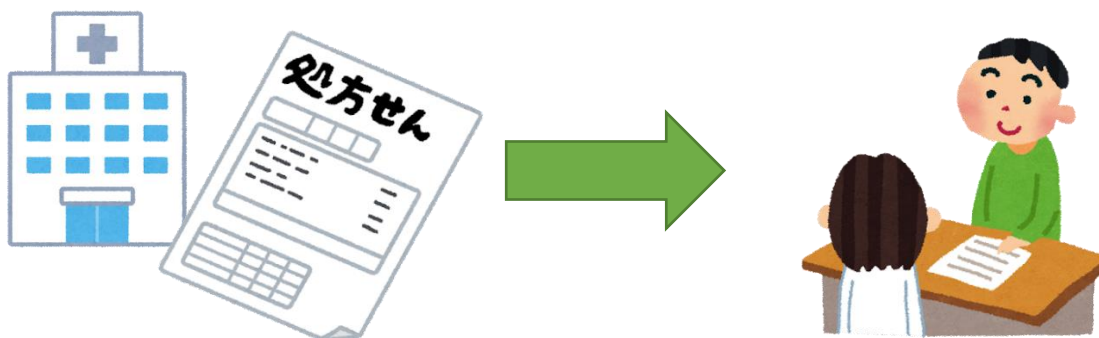
令和4年3月1日より 「院外処方せん」に変わります。



国が進める医療機関との役割分担を図り、
医療の質と安全の向上を目的として実施するものです。
ご理解とご協力をお願い致します。

■処方箋の有効期限は発行日を含めた4日間です。

お早めに調剤薬局へお持ち下さい。



■「かかりつけ薬局（保険調剤薬局）」を決めておくことで、
お薬の重複・飲み合わせによる副作用などをチェックすることが
出来ます。



裏面 院外処方せんに関するQ&A



社会医療法人 大真会 大隈病院



院外処方せんに関する Q&A



Q. 院外処方せんとは、どんなものですか？

A. 医師が治療に必要なお薬の名前や量、使い方などを記したものを処方せんといいます。

院外処方せんは病院の薬局ではなく、保険調剤薬局に持って行き、お薬をもらう処方せんのことです。

Q. 「かかりつけ薬局」とはなんですか？

A. 同じ時期にいくつかの病院・医院に複数受診して薬を処方してもらうと、同じ働きを持つ薬が重複したり、飲み合わせに問題が生じることがあります。それを防ぐためには、1つの薬局で全ての管理をしてもらうことが非常に大切になります。そのために決めた行きつけの薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。
複数の薬局で薬をもらうと、全ての薬の管理をすることが難しくなりますので、1つの薬局を「かかりつけ薬局」として決めておくことをおすすめします。

Q. 処方せんは代理の者が持って行っても調剤してもらえますか？

A. 処方せんがあれば、ご本人でなくてもかまいません。患者さんは家でお休みにになり、ご家族の方が処方せんをお持ちになっても調剤を受けられます。

Q. お薬だけがほしい場合は、病院に行かなくても薬局で調剤できますか？

A. それはできません。医師の診断の結果、症状に応じて出された処方せんに基づき薬剤師が調剤致しますので、その都度、病院・医院へ受診が必要です。

Q. 院外処方せんを紛失及び期限切れした場合は、どうしたらよいですか？

A. 院外処方せんの再発行の手続きが必要です。※この場合、自己負担となります。

お問い合わせ窓口：医事課まで

